

デル地区を置いて推進してゆく計画である。

### 公衆衛生大会事業

衛生行政、公衆衛生の向上をはかるために、衛生教育担当者、地区衛生組織の指導者、公衆衛生関係者の地域保健に対する意欲と知識の向上が大切である。そのため、公衆衛生功労者の表彰、特別講演、などを行ない公衆衛生従事者の研修と表彰の場をもうける。開催時期は秋に予定。

### 環境衛生営業の経営改善指導及び助成事業

環境衛生関係営業の特殊性、多様性にかんがみ、その経営の健全化をはかるため、衛生施設の向上とともに経営管理の合理化、近代化を指導推進し、併せて経営改善に対する自主的活動を助長するため、営業者団体が実施する事業に助成を行なう。

本事業は昭和四〇年度から国の方針にも沿い実施したものであるが関係業界に大きな反響を及ぼし、その効果が期待されるので四一年度においては更に積極的にこの事業を推進するものである。

### 医務課

四一年度も、関係市町村、医師会及び歯科医師会の強力な援助により、県が主体となって、医療に恵まれない無医地区等の住民に対して巡回診療を行ない、地

域住民の保健衛生に対する思想の向上と医療福祉の増進を図る。

### (実施回数)

県内四〇地区の無医地区を対象に年三回の巡回診療。

### (実施時期)

- 第一回 五月～六月
- 第二回 八月～九月
- 第三回 十一月～二月

### (診療科目)

内科、外科、小児科及び歯科

### (編成人員)

医師、歯科医師、衛生検査技師、保健婦、事務職員、運転手、計六人

なお、地区により患者の多い見込地区には適宜増員する計画である。

### (実施方法)

県が購入している巡回診療車に診療器具、器材及び薬剤等一通りの必需品を整備携行している。受診者の中で継続して治療を必要とする患者については紹介状を発行して、もよりの医療機関に紹介する。また受診者については保健所、市町村を通じて事後指導を行なっている。

なお日本赤十字社、あるいは済生会熊本病院等で実施する巡回診療と日程等が重複しないよう十分横の連絡をとり地区住民に迷惑をかけないよう努力している。

### 薬務課

薬務課の任務は薬の取り締りであるか

るため、熊大医学部の協力を得て、本年度は、ジフテリア、日本脳炎、インフルエンザの詳細な調査を行なうこととしている。

### 二、食品衛生指導取締

食品衛生関係営業施設は、年々増加しているが、限られた監視員では、にわかに監視率の向上は望めないで、違反度が高く、かつ流通機構が広範囲にわたると思われる食品の製造所など重点的に監視する。特に昨年度は、禁止されている漂白剤を使用した不正事件があったので、これを契機として、漂白剤、色素、保存料など食品添加物全般にわたり、関係業態に対する衛生教育、監視指導をより一層強化徹底し、不良添加物の一掃に努める。

### 三、生活環境基盤の整備対策

県下のし尿処理およびごみ処理問題は、年々ともに重要問題となりつつある。上下水道、し尿処理、ごみ処理施設については、計画的な整備促進を重点的に行いあげ指導を行なった結果、関係市町村の協力により着々と整備されつつある。

今回清掃法が改正され、公園広場等公共の場所の清掃保持について、関係者の責務が明確化され、汚物収集及び処分市町村以外の者に委託する場合の基準および水洗便所の普及に対する市町村の助成措置、施設の維持管理強化対策等改善されたので、これらの指導を徹底して行なう。

### 保健予防課

○結核対策 本県の結核死亡率は大分県とともに全国第一位、患者率は第三位である。そこで、結核対策の三本の柱である健康診断、医療、管理に重点を置き、まず第一の健康診断については現在平均五五%の受診率をさらに向上させ、早期発見を期するとともに、第二の医療については一〇億円の予算をもって、命令入所及び通院医療の万全を期し、さらに患者の把握を十分にして医療指導ならびに経過観察を行ない、感染の防止、家族検診、予防接種などの実施を関係方面の協力を得て推進し、結核県熊本の汚名をそそぐことにしている。

### ○精神衛生対策

本県における推定患者総数は約二万三、四五〇名で、そのうち要入院患者は五、四五四名で現在入院している者は五、一〇五名である。なお毎月精神衛生法による措置患者は増加の傾向にあるので、六億一、〇〇〇万円の予算をもって昨年一〇月一日から施行されている通院医療とともに、治療の完璧を期する。また、管内患者の実態把握や精神衛生思想を高め、早期発見の徹底を期し、最近精神障害者によっておきている社会問題の防止と、その家族の福祉の向上に努力することとしている。

### ○成人病対策

成人病による死亡者数は本県においても昭和三三年以来増加の傾向を示し、三九年度においては八、九

ら、薬の生産、販売、管理、研究、使用などについて一定の規制がともなうが、窮局においては県民一人一人が薬を正しく理解し、誤用や乱用をしないで正しく有効に薬を用いること、また農業による危害防止や麻薬による事故、犯罪などをなくするよう努めることが、健康で明るく豊かな県民生活をつくるために、県民に対する消費者行政として大切なことだと思われる。そのためには「薬と健康の週間」「麻薬禍撲滅運動」「けしの不正栽培防止運動」「有機燐製剤等危害防止運動」「愛の血液助け合い運動」なども、従来どおり今後も県民運動として活発に実施したいと思う。

なかでも「愛の血液助け合い運動」である献血については、昭和三九年度からにわかにかろズアップされたが、これは従来買血により確保された保存血液を、速かに献血によってまかなうという方針が決定したからである。昭和四〇年二月以降、日赤の採血車「しるはと号」が運行しはじめてから、一年間に一万一、五二八人の献血申込があり、八、六三六人の方々から一、七二七名の献血が行なわれた。四一年度では四、〇〇〇名、二万人を目標に、さらに県民のご協力を得たいと思っている。昨年二月に設けられた「献血推進協議会」、本年度から需給・組織・広報の三部会が設けられたのも、献血運動を一層具体的にまた効果的に推進しようとするものであるが、県におい

一四名で全死亡者数の六一、二%である。そこで八一〇万円の予算をもって、早期発見、早期治療を主眼とした健康診断を実施することとしている。

### ○栄養対策

栄養面の指導においては国民栄養調査の結果に基づき、各種ビタミンの不足が目立っているため、食生活改善実践地区組織の育成をはかるとともに、栄養指導車による栄養教室を開催し、あわせて集団給食施設の指導を徹底して行く考えである。



### 商政課

一、中小企業対策 本県の中小企業の振興発展をはかるため次の諸施策を推進する。

#### (一) 金融対策

歳計余裕金の貸付、信用保証協会への出捐、設備近代化資金、共同施設資金、

てはこの協議会の運営とともに献血運動推進大会の開催、及びその他の広報活動とともに、昨年に引き続き、全県下に二戸に対し一戸の割合で、リーフレットの配布や中学生を対象とする血液教育資料を配布するとともに、献血につながる事業として、本年度も血液型の判定を行なうなど、県民の理解と協力を求めようとするものである。市町村段階においても、あらゆる機会、あらゆる地域において献血運動が活発化することを期待している。

### 環境衛生課

一、伝染病の予防対策 県内発生伝染病のうち九〇%以上が赤痢である。最近の赤痢の発生は、季節の変化が少なくなり、今冬は、保育所学校等集団給食施設を中心とした集団発生が続発した。菌型の大部分はD群で、症状が軽く、診断が困難になるとともに、抗生物質の乱用により、素人治療が多く、不完全治療による保菌者が増加させる結果となっている。

本年度は、集団給食施設従事者の健康診断、施設の改善指導を実施するとともに、県民に衛生知識の向上を呼びかけ、早期届出の励行などにより赤痢を追究したい。

従来は、伝染病発生時における防疫対策が中心であったが、事前に伝染病の流行を予測し、今後の伝染病防疫対策を立

工場集団化資金、小売商業店舗共同化資金の貸付のほか、本年度新たに小売商業者連鎖化資金を設け、大量流通機構の形成を促進し、商業の生産性を引き上げることとした。なお信用組合の育成強化、政府系金融機関資金の導入などを努める。

#### (二) 合理化対策

中小企業の診断については個別診断のほか、協業化診断、団地診断などの広域診断に重点をおき、さらに近代化診断、巡回指導などにより、中小企業者に対するきめ細かい経営指導を行なう。

#### (三) 組織対策

中小企業団体中央会、商工会連合会、商工会議所、商工会などに所要の補助金を交付し、小規模事業については商工会議所、商工会連合会、商工会に経営指導員及び補助員を配置し、特に零細規模の業者に対する金融、税制、経営改善その他について指導を行なう。

#### 二、貿易振興対策

県産品を広く紹介宣伝するとともに、貿易の振興をはかるため沖繩において物産展を開催する。また沖繩に職員を駐在させ、貿易事務及び県産品の販路拡張にあたらせる。

三、貿易港の整備充実 本県の東南アジア貿易に対する地理的有利性を考え、三角港、水俣港、特に八代港の開港にともなう諸関係施設の設置促進に重点をおき、貿易港として十二分の機能を發揮できるように施設の整備、充実をはかる。